別紙

令和８年度青森県認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

１　目的

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営する者が必要とする知識及び技術の修得を目的とする。

２　実施主体

青森県

ただし、研修の実施については公益社団法人青森県老人福祉協会に委託する。

３　研修対象者

痴呆介護実務者研修・基礎課程又は認知症介護実践者研修又は認知症高齢者グループホーム管理者研修を修了している次に掲げる者

(1)　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者に就任予定の者
(2)　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者に就任予定の者
(3)　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任予定の者
(4)　指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に就任予定の者
(5)　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任予定の者
(6)　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者に就任予定の者
(7)　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者に就任予定の者
(8)　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任予定の者
(9)　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に就任予定の者
(10)　(1)から(9)の事業所において、現に管理者の職にある者のうち当該研修の未受講者

４　研修日程

第１回（講義・演習）

令和９年１月 18 日（月）13：00～17：00
令和９年１月 19 日（火）10：00～16：30

第２回（講義・演習）

令和９年２月　８日（月）13：00～17：00
令和９年２月　９日（火）10：00～16：30

5　研修募集人員

１００名程度（各回５０名程度）

6　研修内容

別添「令和８年度認知症対応型サービス事業管理者研修カリキュラム」による。

7　受講の申込み等

受講の申込みは、市町村長が別添様式１を県に提出することにより行う。

受講の決定は、県が市町村長に通知する。

なお、申込者が定員を超えた場合は、県において選考する。

8　研修に要する経費

(1)　受講手数料は９，６００円とする。

(2)　市町村長から受講決定の通知を受けた者に係る受講手数料の納入は、受講者が別添様式２に９，６００円分の青森県収入証紙を貼付し、研修初日の７日前までに簡易書留等により県に送付するものとする。

(3)　納入された手数料は還付しない。

9　受講申込み期限

令和８年 12 月７日（月）必着

10　研修に係るみなし規定等について

(1)　指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所並びに指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者について、痴呆介護実務者研修・基礎課程又は認知症介護実践者研修の修了者であって、平成１８年３月３１日時点で現に特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者であった者は当該研修を修了したものとみなされる。

(2)　指定認知症対応型通所介護事業所及び指定小規模多機能型居宅介護事業所並びに指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者について、認知症高齢者グループホーム管理者研修の修了者であって、平成１８年３月３１日時点で現に認知症対応型共同生活介護事業所の管理者であった者は当該研修を修了したものとみなされる。

(3)　平成１７年度に青森県が実施した「認知症高齢者グループホーム管理者研修」を修了した者は当該研修を修了したものとみなされる。

(4)　平成１８年３月３１日以前に指定を受け、介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成１８年政令第１５４号）附則第３条の規定により、指定認知症対応型通所介護事業所と見做された事業所の、みなされた時点から引き続き管理者の職にある者は、当該研修の受講を要しない。